

佐賀県D P A T（災害派遣精神医療チーム）設置運営要領

（目 的）

第1条 この要領は、佐賀県内外における地震等による大規模自然災害及び大規模事故災害等（以下「大規模災害等」という。）の発生時において、精神科医療機関の支援、被災者の心のケア活動などを行う佐賀県D P A T（災害派遣精神医療チーム）（以下「佐賀県D P A T」という。）の設置及び運営に関して必要な事項を定めることにより、災害発生時における心のケア活動の充実強化を図ることを目的とする。

（活動内容）

第2条 佐賀県D P A Tの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災によって損壊した既存の精神科医療機能に対する支援
- (2) 被災のストレスによって生じた精神的問題を抱える被災住民への対応
- (3) 避難所及び在宅等の精神疾患を有する被災者への対応
- (4) 被災者支援を行っている者に対する心のケア等の支援
- (5) その他災害時の心のケア活動に必要な措置

（編 成）

第3条 佐賀県D P A Tは、次に掲げる者により編成し、精神科医師をリーダーとし、1チーム3～5名による編成を基本とする。ただし、状況に応じチーム人数を増減し編成できるものとする。

- (1) 精神科医師
- (2) 看護師
- (3) 業務調整員（ロジスティクス）等

2 前項の編成は、必要に応じ、県内の大学病院、国立病院機構、公的病院及び民間医療機関等（以下、「関係機関等」という。）に依頼し編成するものとする。

3 第1項の編成は、原則として所属機関ごとに編成する。ただし、同一機関での編成が困難な場合は、知事は必要に応じて他の機関との混合によるチーム編成の調整を行うものとする。

4 佐賀県D P A Tのうち、発災初期に対応するチームを佐賀県D P A T先遣隊として、厚生労働省に登録するものとする。

(統 括)

第4条 佐賀県D P A Tが県内で活動する場合、佐賀県D P A Tの統括は、佐賀県D P A T調整本部が行うものとする。

2 佐賀県D P A T調整本部は、厚生労働省に登録されたD P A T統括者が統括し、庶務は県精神保健センター及び県障害福祉課において処理する。

3 佐賀県D P A Tが被災都道府県に派遣された場合は、被災都道府県のD P A T調整本部の下で活動するものとする。

(出動基準)

第5条 佐賀遣D P A Tは、次の各号のいずれかに該当し、知事が佐賀県D P A Tの活動が必要と判断した場合に出動することとし、必要に応じ関係機関等に派遣を依頼する。

- (1) 災害救助法を適用した災害が発生した場合
- (2) 県内市町から派遣要請があった場合
- (3) 厚生労働省又は他の都道府県から派遣要請があった場合
- (4) その他知事が必要と判断した大規模災害及び大事故等

(派遣要請方法)

第6条 県は、佐賀県D P A Tによる心のケア活動を実施する必要があると認める場合、関係機関等に対し佐賀県D P A Tの派遣を依頼することができる。

(佐賀県D P A Tの派遣)

第7条 関係医療機関等の長は、前条により派遣要請を受けたときは、佐賀県D P A Tを派遣する。

2 関係医療機関等の長は、緊急やむ得ない事情により、前条により派遣要請を受ける前に佐賀県D P A Tを編成し派遣した場合には、速やかに県に報告し、その承認を得るものとする。

3 前項規定により県が承認した佐賀県D P A Tの派遣は、県の要請に基づく派遣とみなす。

4 関係医療機関等の長は、第1項及び第2項により派遣した佐賀県D P A Tが、第2条に定める業務を終了したときは、速やかに別に定める業務記録を県に報告する。

(活動期間)

第8条 佐賀県D P A Tの活動期間は、原則として被災地域の精神保健医療体制が復興するまでとする。ただし、被災地域から引き続き派遣要請

がある場合は、活動期間を延長することができるものとする。

- 2 佐賀県D P A Tの1チームあたりの活動期間は、7日間（移動日2日・活動日5日）を標準とする。

（出動時の移動手段）

第9条 知事は、佐賀県D P A Tの災害現場への移動車両を確保するものとする。

- 2 前項により、車両の確保ができない場合は、佐賀県D P A Tの災害現場への移動は、関係機関等の車両等によるものとする。

（補 償）

第10条 県は、佐賀県D P A Tの活動に伴う事故に対応するため、隊員の傷害保険に加入する。

（協定の締結等）

第11条 知事は、佐賀県D P A Tの派遣に関し、関係機関等と佐賀県D P A Tに係る次の各号を内容とする協定を締結するものとする。

- (1) 派遣の依頼
- (2) 指揮系統
- (3) 身分
- (4) 活動内容
- (5) 報告
- (6) 費用弁償
- (7) 損害補償
- (8) その他必要な事項

（研 修）

第12条 佐賀県D P A Tを編成する関係機関等の長は、その技術の向上等を図るため、佐賀県D P A T要員の研修及び訓練に努めるものとする。

- 2 知事は、佐賀県D P A Tの質的向上を図る研修及び訓練の企画並びに実施に努めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年8月8日から施行する。